

「更埴体育館」ネーミングライツ・パートナー及び愛称募集について

スポーツ振興課

「更埴体育館」ネーミングライツ・パートナー及び愛称募集について、千曲市教育委員会事務処理規則第4条第2項の規定により、専決したので、委員会の承認を求める。

記

「更埴体育館」ネーミングライツ・パートナー及び愛称募集要項

千曲市は、「更埴体育館」における命名権者（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）及び愛称を下記のとおり募集します。

1 募集の目的

市の自主財源を確保し、安定的な施設の維持管理・運営を行うため、ネーミングライツ・パートナーを募集します。

また、施設の知名度や魅力を高め、利用者の満足度向上を図るため愛称を募集します。

2 募集施設

(1) 名称

更埴体育館

(2) 住所

千曲市杭瀬下2丁目4番地

(3) 設置目的

市民体育の振興を図るため。

(4) 建築年月

平成30年5月

(5) 管理方法

指定管理者に委託

ア 名称：特定非営利活動法人千曲市体育協会

イ 所在地：千曲市杭瀬下2丁目4番地

ウ 指定の期間：平成29年4月1日～平成32年3月31日

(6) 施設概要

アリーナ(約39m×46m:客席1F可動席1,452席 2F固定席1,564席)、柔道場(約16m×28m)、剣道場(約19m×30m)、会議室、軽運動室、更衣室、談話室、医務室

※Bリーグ「信州ブレイブウォリアーズ」ホームアリーナ

### 3 応募条件

#### (1) 応募資格

法人その他の団体であって、別記1の条件に該当しない者を対象とします。なお、個人の応募はできません。

#### (2) 愛称

ア ネーミングライツにより付与される愛称は、施設の設置目的や性格にふさわしく、市民の理解が得られるものとし、別記2に掲げる内容を含まないものとします。

イ 利用者の混乱を避けるため、命名期間（協定期間）内における愛称の変更はできないこととします。

ウ 愛称は、一般的な呼称として用いられる名称であるため、市の条例で定める施設の名称の改正は行わないこととします。

エ 愛称が定着するまでの間（概ね1年）は、必要に応じて市の条例で定める施設の名称を併記することとします。

#### (3) 命名期間（協定期間）

平成30年（2018年）9月1日から平成34年（2022年）3月31日まで（3年7か月）

#### (4) 命名権料

年額200万円以上（消費税及び地方消費税を含む）

※ 平成30年度（2018年度）の命名権料は、年額（消費税及び地方消費税を含む）の12分の7（一円未満切捨て）の金額とします。

#### (5) 費用負担

ア 市とネーミングライツ・パートナーの費用負担は次のとおりとし、ネーミングライツ・パートナーは、命名権料とは別に費用負担することとします。協定期間満了後の原状回復についても同様の取扱いとします。

区 分	費用負担
敷地内外の看板、標識等の表示変更（※1）	ネーミングライツ・パートナー
市ホームページ、市が発行する印刷物の表示変更（※2）	市

※1 敷地外の場合は、関係機関等と協議の上、変更可能なものについて行います。また、看板、標識等の新設については、設置の可否を含めて協議します。

※2 印刷物の表示変更は、協定締結後に作成する分からとします。

イ 指定管理者が発行する印刷物やホームページの表示変更に要する費用については、別途協議することとします。

#### 4 応募方法

##### (1) 募集期間

平成30年(2018年)5月28日(月)から6月26日(火)まで

##### (2) 提出書類

- ア 「更埴体育館」ネーミングライツ申込書(様式1)
- イ 応募資格に関する誓約書(様式2)
- ウ 社会貢献等に関する調書(様式3)
- エ 会社概要及び直近2か年の決算報告
- オ 定款、規約又はこれらに類する書類
- カ 登記事項証明書(商業登記簿謄本等)
- キ 市税の納税証明書

##### (3) 提出方法

上記(2)の提出書類各1部を持参又は郵送により提出してください。

###### ア 持参する場合

募集期間(土曜日、日曜日及び祝日を除く)内の午前8時30分から午後5時15分までの間に提出先に持参してください。

###### イ 郵送する場合

郵便書留により募集期間内に郵送先に必着するよう送付してください。

##### (4) 提出先・郵送先

千曲市役所 教育部スポーツ振興課(戸倉体育館内)  
〒389-0806 千曲市大字磯部1406番地1

##### (5) 留意事項

- ア 応募に要する費用は、全額応募者の負担とします。
- イ 必要に応じて提出資料の再提出や追加資料の提出をお願いする場合があります。
- ウ 提出された書類の返却はしません。
- エ 提出された書類は、ネーミングライツ・パートナー優先候補者の選考に使用するほか、関係機関との協議の際に提示することがあります。

##### (6) 提出された書類は、千曲市情報公開及び個人情報保護に関する条例に基づき公開することがあります。

#### 5 選定方法

千曲市ネーミングライツ選定委員会において、提案された愛称、命名権料、応募者の経営状況・社会貢献実績等について総合的な審査を行い、ネーミングライツ・パートナー優先候補者を選定します。

#### 6 協定の締結

市は、ネーミングライツ・パートナー優先候補者とネーミングライツの取得に関して合意に至った時点で協定を締結します。

協定を締結したネーミングライツ・パートナーは、次回の選定の際に優先的に交渉することができます。なお、応募時に準じた資料の提出等を求めることがあります。

## 7 協定の解除

### (1) 契約の締結

協定締結後、市は、次に該当する場合、協定を解除できることとします。

- ア ネーミングライツ・パートナーが本募集要項3(1)に掲げる応募資格を喪失し、又は喪失することが明らかになった場合
- イ ネーミングライツ・パートナーの社会的信用を損なう行為等により市又は施設のイメージが損なわれ、又は損なわれる恐れがある場合

### (2) 費用負担

敷地内外の看板、標識等の表示の原状回復等、協定の解除に伴い発生する費用は、ネーミングライツ・パートナーが負担することとします。

## 8 公表及び普及

### (1) ネーミングライツ・パートナーの公表

市は、ネーミングライツ・パートナーが決定した際は、市報千曲や市のホームページ等を通じて、法人等名、愛称、命名期間、命名権料等を公表します。

### (2) 愛称の普及

市は、ネーミングライツ導入後、広報印刷物や市のホームページ等において愛称を積極的に使用します。

## 9 問い合わせ先

千曲市役所 教育部スポーツ振興課（戸倉体育館内）

〒389-0806 千曲市大字磯部 1406 番地 1

TEL：026-276-1731

FAX：026-276-1739

電子メール：[spo@city.chikuma.lg.jp](mailto:spo@city.chikuma.lg.jp)

平成30年5月30日提出

千曲市教育長 赤地 憲一

(別記 1)

本募集要項 3 (1) に掲げる応募資格の条件

○ 千曲市ネーミングライツ導入に関する基本指針 (抜粋)

第 6 応募条件

1 応募資格

法人その他の団体 (以下「法人等」という。) であって、以下の条件に該当しない者を対象とします。

- (1) 法令等に違反している者
- (2) 市税を滞納している者
- (3) 市から入札参加資格の指名停止を受けている者
- (4) 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) による再生手続又は会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) による更正手続中の者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和 23 年法律第 122 号) で、風俗営業と規定される者
- (6) 代表者等 (役員及び経営に事実上参加している者) が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) に規定する暴力団の構成員等である者
- (7) 上記のほか、ネーミングライツを取得することが適当でない認められる者

---

(別記 2)

本募集要項 3 (2) のアに掲げる愛称の内容

○ 千曲市公共物等有料広告掲載取扱要綱 (抜粋)

(掲載できる広告の基準)

第 3 条 掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか掲載する広告として妥当でない認められるもの